

第 304号丹波市商工会FAXレター

2020/6/10 発行

市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者事業継続応援金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者を支援する独自の制度です。

【応援金】 1 中小企業者あたり 10 万円(※1 回限り) 【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している
③令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ④市税の滞納がない
⑤令和元年度の確定申告を行い、令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)
⑥対象者が被扶養者でない(個人) ⑦主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)
⑧市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑨申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者事業継続応援金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの
⑤前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書
⑥市税の滞納のない証明書 ⑦住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)
⑧履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑨その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者店舗等家賃に補助金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者の店舗・事務所等の賃借料を補助し支援する独自の制度です。

【補助金額】 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日までに支払った賃料の 2 ヶ月分
限度額 1 ヶ月あたり 10 万円

【補助対象経費】 市内に所在する店舗、事務所等に係る賃借料で、土地のみの賃借料は対象外

【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している
③事業用に有している店舗・事務所等の賃貸契約書に基づき、賃借料を支払っている者
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ⑤市税の滞納がない
⑥令和元年度の確定申告を行っている(個人) ⑦令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)
⑧対象者が被扶養者でない(個人) ⑨主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)
⑩市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑪申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者店舗等家賃補助金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書
④令和 2 年 2 月～5 月のうち 2 ヶ月の賃料支払いが分かる書類の原本とその写し
⑤賃貸契約書の写し ⑥令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの
⑦前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書
⑧市税の滞納のない証明書 ⑨住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)
⑩履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑪その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 1998
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 304号丹波市商工会FAXレター

2020/6/10 発行

国のコロナ支援制度 持続化給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。

申請方法は原則 Web 上の電子申請になります。スマートフォンでの申請も可能です。

◎給付額 中小企業：200 万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に 12 を乗じて得た金額を差し引いたもの。
個人事業主：100 万円を超えない範囲で、2019 年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に 12 を乗じて得た金額を差し引いたもの。

◎給付対象 前年同月比 50%以上減少している者
※資本金 10 億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

◎必要書類 ①2019 年確定申告書控え ②対象月の売上台帳 ③通帳の写し
④本人確認証の写し(個人事業主のみ)

◎申請手順 ①持続化給付金で検索し、HP へアクセス。<https://jizokuka-kyufu.jp>
②申請ボタンを押して、メールアドレス等を入力。[仮登録]
③入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して本登録を行う。
④ID・パスワードを入力し、[マイページ]を作成。(基本情報、口座番号、売上額を入力)
⑤必要書類を添付する。→申請手続き完了。

◎相談ダイヤル 持続化給付金事業 0120-115-570

新型コロナウイルス支援制度 特設相談窓口開設について

丹波市では、このたびの新型コロナウイルスの支援対策として、「中小企業者事業継続応援金」、「中小企業者店舗等家賃補助金」の相談対応ができる特設会場が設けられています。ぜひご活用ください。

- 【会場】春日住民センター2F
- 【住所】丹波市春日町黒井 496-2
- 【電話】0795-74-1464
- 【問合せ】丹波市 新産業創造課(春日庁舎 4F)
- 【受付】9 時から 17 時まで

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 1998
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp